

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業のあらまし

事業の概要	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、当該母及び父の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、教育訓練を受けることが適職に就くため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を支給します（要事前相談）。	
対象者の要件 (全てに該当する方)	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父 ②受講修了日において、養育する子が20歳未満 ③原則、過去に市の実施する教育訓練給付金の給付を受けていないこと。 ④母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。 	
対象講座	<ul style="list-style-type: none"> ①雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座 ②①に準ずるものとして市長が指定する講座 	
支給額	<p>①雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方 受講のために支払った費用の60%に相当する額。</p> <p>②雇用保険法の特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方 ①に定める額（受講のために支払った費用の60%相当額）から雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金で支給される額を差し引いた額。</p> <p>※支給額の下限は1万2千1円、上限は20万円です。 ※対象となる費用は、教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料とし、希望により提供される教材等に要する費用を除きます。</p>	
支給時期	対象講座の受講修了日の翌日から起算して1月以内に、交付申請書を提出し、交付決定ののち、支給されます。	
手続きの流れ	<p>(受講前)</p> <p>①ハローワークで、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による特定一般教育訓練給付金の受給資格の有無を確認し、添付書類⑦を取得。雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の受給資格がある方はハローワークで申請手続等を確認。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>①受講対象講座指定申請書・個人番号提供書を市に提出 添付書類：児童扶養手当受給者は⑧⑨⑩⑪⑫⑬ それ以外の方は、⑧⑨⑩⑪⑫⑬</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②①に対し、対象講座指定通知 (または不指定決定通知)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(受講修了後)</p> <p>③雇用保険法による特定一般教育訓練給付金の受給資格がある方のみ ハローワークで特定一般教育訓練給付金の支給申請を行い、その支給の有無を確認できる書面（添付書類⑭）を取得</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p style="text-align: right;">添付書類一覧</p> <p>⑧児童扶養手当証書の写し又は同意書 ⑨母子・父子の戸籍謄本又は抄本 ⑩世帯全員・続柄入住民票 ⑪課税・非課税証明書 ⑫受講講座のパンフレット等の写し ⑬教育訓練給付金支給要件回答書等、雇用保険法による特定一般教育訓練給付金の受給資格の有無を確認できる書面 ⑭個人番号確認書類・本人確認書類 ⑮教育訓練修了証明書 ⑯教育訓練施設長の発行した領収書 ⑰教育訓練給付金（特定一般教育訓練）支給・不支給決定通知書</p>

※公簿により確認できる場合は⑧⑨⑩⑪⑫⑬は省略可

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業のあらまし

	<p>(受講修了日翌日から起算して1ヶ月以内)</p> <p>④市に補助金等交付申請書・実績報告書・交付請求書・相手方登録申請書を提出 添付書類：児童扶養手当受給者はⒶⒶⒶⒶⒶⒶⒶⒶⒶⒶⒶ</p> <p>それ以外の方は、ⒷⒷⒸⒹⒽⒾⓁⓀ</p> <p>※Ⓐは雇用保険法による特定一般教育訓練給付金の受給資格がある方のみ</p> <p>⑤④に対し、交付決定・確定通知</p> <p>⑥指定口座に振込</p>	<p>添付書類一覧</p> <p>Ⓐ児童扶養手当証書の写し又は同意書 Ⓑ母子・父子の戸籍謄本又は抄本 Ⓒ世帯全員・続柄入住民票 Ⓓ課税・非課税証明書 Ⓔ受講講座のパンフレット等の写し Ⓕ教育訓練給付金支給要件回答書等、雇用保険法による特定一般教育訓練給付金の受給資格の有無を確認できる書面 Ⓖ個人番号確認書類・本人確認書類 Ⓗ教育訓練修了証明書 Ⓘ教育訓練施設長の発行した領収書 Ⓛ教育訓練給付金（特定一般教育訓練）支給・不支給決定通知書 Ⓚ本人名義の振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード等）</p> <p>※受講前申請時にⒶで同意書を提出していた場合はⒶは省略可</p> <p>※公簿により確認できる場合はⒷⒸⒹは省略可</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none">受講前申請を行う前に、ハローワークで雇用保険法（昭和49年法律第116号）による特定一般教育訓練給付金の受給資格の有無を確認できる書面（添付書類Ⓕ）を取得してください。受給資格の有無を確認できる書面（添付書類Ⓐ）は、ハローワークで通常即日発行されます。雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、受講後の交付申請を行う前に、ハローワークで特定一般教育訓練給付金の支給申請を行い、その支給の有無を確認できる書面（添付書類Ⓑ）を取得してください。雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の支給を受けるには、ハローワークへの相談及び申請手續が必要です。雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の申請手續等については、ハローワークへお問い合わせください。	

お問合せ先：奈良市子ども未来部子ども給付課ひとり親家庭支援係

TEL0742-34-5086(直通)